

# 福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に 関する条例

福岡県議会事務局調査課政策企画支援室

## はじめに

福岡県は、近年、飲酒運転による交通事故の発生件数が常に全国トップクラスにあったが、平成22年には337件でワースト1という極めて不名誉な記録をつくり、飲酒運転事故による犠牲者も相次いでいた。このような憂慮すべき状況を踏まえ、県議会は、「もはや、警察による取締りに頼り、本人の自覚の問題として済ませることはできない。家庭、地域社会及び職場等において、飲酒運転は絶対しない、させない、許さないという機運を醸成し、県民意識、社会風土として定着させなければならぬ。」との思いから、平成23年7月6日、県民と一丸となって飲酒運転の撲滅

に全力で取り組むとの宣言が決議された。

また、その手段として、「罰則等の強化だけではその効果に限界があり、広報啓発のいっそうの充実はもちろんのこと各年代にわたる生涯教育、酒類を提供する飲食店等の協力や飲酒運転の背景にあるアルコール依存症対策など、あらゆる施策を総合的かつ効果的に推進する」（同決議より）ことを目的とする条例の制定に向けた県議会全体としての取組が、事実上、このとき始まったのである。

その後、議会内部での慎重な検討と執行部との協議、外部からの意見聴取等を経て、「飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例（以下「本条例」という。）」が、議員提出議案として平成24年2月議会に提出され、同年2月22日に

成立し、3月2日公布された。

本稿は、本条例の立案から執行部との調整等までを事務レベルで支援した補助機関として、本条例の制定の背景と経緯、概要などを紹介するものである。ただし、本稿中、意見、評価等にわたる部分は、立案を担当された議員の発言、検討過程の審議状況等から立法者意思を推察した見解であり、各提案議員の意思と必ずしも一致しない場合もありうることをあらかじめお断りする。

## 条例制定に至った背景と経緯

条例制定の背景は本条例の前文で謳われているので、まず、これを見ていただきたい。

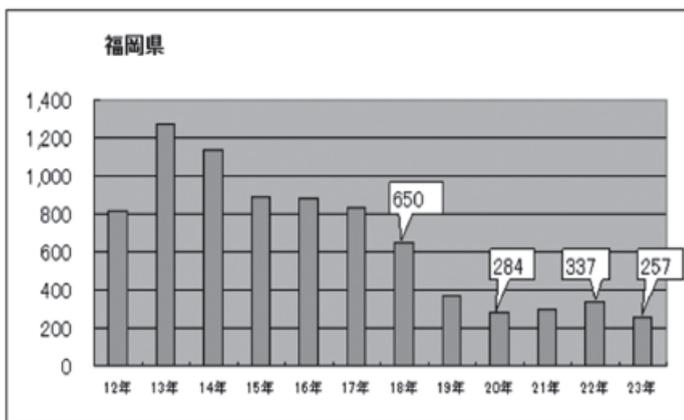
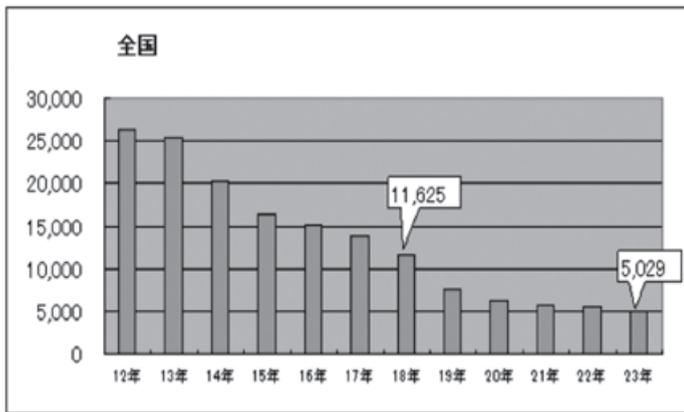
飲酒運転者を取り締まる道路交通法などは事後対策であるため、規制強化には限界があるとして、福岡県では原因に遡った予防対策（治療と啓発）と飲酒運転の抑止対策（通報、飲食店の取り組みなどの水際阻止）を条例化し、行政機関、雇用主、医療機関及び教育機関のそれぞれの役割・責務を明記した。

本県では、平成18年8月、飲酒運転により幼い3人の命が突然奪われるという悲惨な事故が発生し、県民は、飲酒運転のおそろしさに大きな衝撃を受け、飲酒運転は絶対に許さないと決意したところである。しかしながら、その後、法令による厳罰化が進み、取締りの努力が続けられているにもかかわらず、平成23年2月の男子高校生2人をはじめ犠牲者が続き、今もなお、飲酒運転事故が後を絶たない状況にある。

また、飲酒運転による検挙者の半数が再犯者と推定されていることから、残念ながら常習的に飲酒運転を繰り返す県民の存在を否定できず、現行法令により道路交通の現場において行われる取締りだけでは、現状を打破することは困難である。

平成11年11月に東名高速（東京都内）で発生した酒酔い運転の大型トラックによる追突事故で1歳と3歳の姉妹が犠牲になった事件を契機に平成13年12月に危険運転致死傷罪が新設され、翌年には飲酒運転の罰則の強化と違反点数引き上げが行われた。このことにより全国的に飲酒運転事故は徐々に減少していたが、平成18年8月25日、今度は本県で、飲酒運転によって追突された車両が海に転落し3人の幼児が溺死するという大変痛ましい事故が発生した。この衝撃的な事件は、改めて

飲酒運転による交通事故年別推移（平成12年以降）



飲酒運転の恐ろしさを全国民に認識させることとなり、翌々年にかけて飲酒運転事故は大きく減少し、本県及び全国の飲酒運転事故は罰則強化前の約4分の1になった。ところが、その後、全国で約50000件、本県で約3000件という水準で岩盤に突き当たったかのように、下げ止まり、本県の場合、21年からは再び増加傾向さえ見せるようになってしまった。

こうした状況の中、平成23年2月9日、再び本県で高校生2人が飲酒運転の犠牲となっ

た。この事件が本条例制定の直接の契機となったのである。

多くの飲酒運転事故犠牲者の遺族や亡くなった二人の高校生の同級生たちによる飲酒運転撲滅の呼びかけと活動が活発化する中、県議会内部で対策を模索する動きが始まり、まず、現状分析が行われた。

実は、本県の場合、年間約3000件の飲酒運転事故の背後で、飲酒運転による検挙件数は、今もなお、年間約1800件も発生しており（これでもピーク時の約8000件からは大きく減少した

のだが）、深夜に及ぶ県警の懸命な取締りも人員等の制約から自ずと限界があり、残念ながら、実際に飲酒運転を行っている者の数は、この数倍を超えると予想された。このような、これまでの罰則・取締りの強化や通常の啓発では抑止効果がなかった人々は、飲酒運

転が極めて再犯性が高い（本県警察本部によれば、飲酒運転で検挙された者の約半数が再犯者であった。）ことに鑑み、常習的に飲酒運転を繰り返していると推定された。飲酒運転事故による死傷率は他の交通違反の10倍以上とされ、県民の生命と安全が日々脅かされている実態が明らかになったのである。

また、この再犯性の高さの背後にはアルコール依存症問題があることが判明し（再犯者の2割5分から約4割に依存症の疑いがあるとの各種調査結果がある等）、「酒の上での行動」に寛容な県民意識、社会風土の存在も指摘された。

しかし、このような問題に対して、法は必ずしも有効な手立てを講じることができていない。道路交通法上、アルコール依存症と判明すれば免許不適合となるが、同法の枠組みでは対象者の把握は容易ではなく、無免許で飲酒運転を繰り返す者には無力である。飲酒運転のおそれがあると知りながら酒類を提供した者等への重い罰則も新設されたが、危険運転致死傷罪同様、立件が難しいとされていた。

このような分析を背景に、県議会の各会派間で、本来は抜本的対策を講じる法制度が必要であるが、本県の現状はそれを待つことを許さないとして、応急措置となり、また、全国的な取組の呼び水となるような実効性のあ

る条例の制定を目指すことが合意されたのである。

そこで、各会派から選出された委員による「飲酒運転撲滅条例調整会議」が議長のもとに設置され、13回に及ぶ会議での熱心な委員間討議を経て、条例案答申がまとめられたのである。会議では、まず、遺族や専門家の意見聴取が実施されたが、遺族から提出された要望事項や専門家の意見を、どう条例に反映させるかが、議論の中心になった。

特に、「アルコール依存症の治療を受けている人は飲酒運転をしない。依存症と自覚せずに飲酒運転をしている人が危険であり、非常に多い。依存症になると飲酒運転はいけな」と分かっていても止められないから啓発は効果がない。」「罰則を強化してもその意味を実感できない人には抑止効果を持たない。飲酒運転の危害の大きさ、免許の重みを子供のうちから伝えていく教育が必要。」「罰則を設けるときは処罰が目的ではなく、モラルの再構築、自覚を促す手段とすることが必要。」「飲食店がお客に飲酒運転しないで下さい」と言いやすい環境づくりが必要」等の意見は、委員たちの思いとも一致し、本条例のバックボーンとなった。

なお、答申に至るまでの間、制定された条例の移管を受けることとなる執行部との協議

が幾度となく積み重ねられ、その意見を反映させるとともに、利害関係者（飲食店等の組合）との意見交換、市町村への意見照会、パブリックコメントが実施された。

こうした調整会議での検討結果を踏まえた本条例の理念と枠組みは、前文の続きで説明されているので、再び、これを見ていただきたい。

このような憂慮すべき状況の背景には、飲酒運転の危険性と結果の重大性に対する社会的な認識の甘さがあることを指摘する声があり、まず、常習者の徹底的な自己啓発と県民意識、社会風土の改革が急がれるところである。しかし、一方で、飲酒運転による検挙者の中には、アルコール依存症が疑われる方も多数存在することが判明しており、このような疾病の場合には、啓発は功を奏しないとされている。

したがって、飲酒運転の撲滅のためには、取締りの強化だけではなく、まず、検挙者ひとりひとりの特性に応じた適切な予防措置を講じ、二度と飲酒運転を繰り返させないことが重要である。また、飲食店等において、運転者に飲酒をさせないための取組を進めることも不可欠である。

もはや、私たちは、県民の生命と安全が日々脅かされている事態をそのまま看過す

ることはできない。

よって、ここに、県民が飲酒運転に至る経緯を見据えた適切な対策を講じるとともに、飲酒運転撲滅のための施策を総合的かつ計画的に推進することにより、飲酒運転のない、県民が安心して暮らせる社会を実現するため、この条例を制定する。

次に条例の本則について、概要を説明する。

## 条例の内容

○福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例（平成24年福岡県条例第1号）

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、県、市町村、関係機関及び団体が連携し、県民と一丸となつて飲酒運転撲滅運動を推進するため必要な事項を定めることにより、飲酒運転は絶対しない、させない、許さないという県民意識及び社会風土を定着させ、もつて県民の生命と安全を守ることを目的とする。

第2条（定義）（略）

（率先垂範）

第3条 知事、県議会議員その他福岡県の特別職に属する者及び県職員は、自らの

行動を厳しく律し、県民に範を示すべき立場を深く自覚するとともに、飲酒運転は絶対しない、させない、許さないという固い決意をもって、飲酒運転の撲滅に率先して取り組むものとする。

2 前項の規定に反し飲酒運転を行った者は、その行為が飲酒運転撲滅に向けた県民の努力及び本県の名譽を著しく毀損するものであることを自覚し、本県への信頼を回復するよう適切に行動するものとする。

まず、本条例の目的は、飲酒運転撲滅運動を推進し、県民意識、社会風土を改革しようとするものであることを明らかにしている。やはり最終的には、飲酒運転は、する本人と見逃してしまう周囲の意識の問題である。個々の飲酒運転にペナルティを付与するといった対症療法ではなく、原因に遡った対策として県民の意識を変える必要がある。条例は、その方策を制度化するものである。また、公職にある者は、当然、この運動をリードしていく責務と、その責務に反したときは、一般県民よりも重い責任を負うことを規定したものである。「信頼回復のための適切な行動」とは、被害者への誠実な対応等を想定しているが、特に議員等の公選職については、第14条のような規定が置けないことか

ら、辞職を含めた対応も含むことを前提に規定された。

### 第2章 行政及び地域社会の責務 （県の責務）

第4条 県は、市町村、交通行政に関わる国の機関又は事業者、医療機関、教育関係者、特定事業者の団体その他飲酒運転の撲滅に取り組む諸団体との連携の下に、飲酒運転の撲滅に向けた施策を総合的に実施するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 県は、市町村、特定非営利活動法人、地域の住民団体等による飲酒運転撲滅のための取組に対し、必要に応じ、専門家の派遣、研修の実施、情報の提供その他の方法により協力及び支援を行うものとする。

### （市町村の責務）

第5条 市町村は、県とともに、住民の生命と安全の確保について重大な責務を負うものであることを踏まえ、自主的に飲酒運転の撲滅に取り組み、かつ、県の施策に協力するよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の住民による飲酒運転撲滅の取組に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

（法令上の権限行使に係る配慮）

第6条 知事及び公安委員会は、所管する法令上の権限でこの条例の規定に基づく措置、取組等に関連するものを行使するに当たっては、関係者に対し、この条例の趣旨及び当該措置、取組等に関する説明を行い、協力を要請するなど、当該法令に反しない範囲で、この条例の目的達成に資する措置を併せて講じるよう配慮するものとする。

行政及び地域社会の責務について、まず、県が他の様々な活動主体と連携し、飲酒運転撲滅に向けた取組の中心となるべき旨を規定するとともに、地域の住民団体等もこの問題に自主的に取り組まれることを期待して、県はこれを支援するものと規定している。また、市町村については、新たな責務を規定するのではなく、住民の生命と安全の確保について第一義的な責務を負っていることを確認した。

また、条例案の検討段階で、県の各部署が所管する事務において、この条例の趣旨に即した取り組みを行う事業者等に対して何らかのメリットを付与し、又は協力しない事業者に対してデメリットを課す仕組みを制度化できないか議論されたが、やはり、各事務の目的を阻害するおそれがあるとの結論に至った。そこで、第6条では、本条例の所管部署だけではなく、全ての県職員が、事務処理の

機会を捉えて、本条例に関する情報提供等を行う旨の規定とした。

第3章 県民の責務等

(県民の責務)

第7条 車両の運転を行う県民は、飲酒が車両の正常な運転を妨げ、重大な事故の原因となるものであることを自覚し、日常生活において次の事項を厳守しなければならない。

- 一 車両を運転する必要がある、又は必要となることが見込まれるときは、飲酒しないこと。
  - 二 アルコールが身体に及ぼす影響について正しく理解するように努め、飲酒したときは、その影響がなくなるまで、いかなる理由があっても車両を運転しないこと。
  - 三 アルコール依存症であるとき又は常習飲酒、大量飲酒等の不適切な飲酒行動（以下「問題飲酒行動」という。）があるときは、飲酒運転を防止するため、治療又は問題飲酒行動の是正に努めること。
- 2 県民は、飲酒運転はしない、させない、許さないことが県民共通の願いであり、責務であることを自覚し、家族又は知人が飲酒運転を行うおそれがあると認めた

ときは、これを阻止するため、声かけ、確認、注意等、所要の措置を講じるよう努めるものとする。

3 県民は、家族又は知人が飲酒運転を現に行おうとし、又は行ったときは、事故を防止するため、警察官に通報又は相談するよう努めるものとする。

(受診義務等)

第8条 前条第1項第2号の規定に反して飲酒運転を行い、道路交通法第117条の2第1号又は同法第117条の2の2第1号に規定する状態にあることが認められた者（以下「違反者」という。）は、知事が指定する医療機関においてアルコール依存症に関する診断を受けるよう努めるものとする。

2 知事は、前項の違反者に対し、指定する医療機関に関する事項、第7条第1項の規定の趣旨の理解に資する事項その他必要と認める事項を記載した書面を送付するものとする。

3 第1項の違反者が規則で定める期間内に再び違反者となったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、知事が指定する医療機関においてアルコール依存症に関する診断を受け、その結果を報告しなければならない。

一 第1項の規定に基づき受診した医療機関の診断書（規則で定める期間内のものに限り。）を提出したとき。

二 既にアルコール依存症であることが判明しているとき。

三 その他規則で定めるとき。

4 前項の報告は、受診した医療機関を通じて行うことができる。

5 知事は、規則で定めるところにより、第3項の規定に従い受診及び報告を行うべき旨と受診の期限を違反者に通知するものとする。この場合において当該違反者は、正当な理由があるときに限り、期限の変更を申し出ることができる。

6 知事は、前項の通知を受けた違反者が、正当な理由がなく同項の期限までに受診しないときは、期限を定めて受診を命ずることができる。

（治療義務）

第9条 前条第3項又は第6項の規定による受診の結果アルコール依存症と診断された違反者（前条第3項第1号に規定する診断書においてアルコール依存症と診断された者及び同項第2号に該当する者を含む。）は、将来にわたり再び車両を運転することがない場合を除き、知事が指示するところにより専門病院において

治療を受け、その状況を報告しなければならない。

2 知事は、前項の違反者がアルコール依存症の治療を受けず、又は治療を継続しないときは、必要な治療を受けるよう勧告することができる。

（飲酒行動是正等の取組義務）

第10条 第8条第3項の規定に該当することとなった違反者のうち、前条第1項の規定に該当する違反者以外の者は、受診した医師の意見等を勘案し、知事が推奨する飲酒行動是正プログラム又は飲酒運転撲滅のための啓発的社会的活動等のプログラム（以下「啓発プログラム」という。）のいずれかに参加しなければならない。

（知事及び公安委員会の相互協力）

第11条 公安委員会は、知事が第8条から前条までの規定に基づく事務を遂行する上で必要となる違反者情報の提供その他の協力を行うものとし、知事は、当該事務の遂行状況に関する情報を公安委員会に提供するものとする。

2 前項に規定するもののほか、知事及び公安委員会は、この条例の規定に基づく措置の実施に関し緊密な連携を保ち、相互に協力するものとする。

（違反者の家族等の責務）

第12条 違反者が、第8条から第10条までの規定により受診し、若しくは治療し、又は飲酒行動是正プログラムに参加する場合において、その家族は、違反者の受診、治療又は飲酒行動の是正を促し、支援することにより、その目的達成に協力するよう努めるものとする。

2 違反者が第10条の規定により啓発プログラムに参加する場合には、知事は、啓発の効果により高めるため、違反者の家族も共に参加できるように配慮するものとする。

飲酒運転の禁止は、当然、道路交通法においても規定されていることであるが、同法とは異なる目的の下に、違反者に対し本条例独自の義務を課す必要があるため、飲酒運転をしないこと等の県民の責務を改めて規定したものである。

次に、この条例は、飲酒運転に関する県民意識の変革を目指すものであるが、これまでの罰則強化等や一般的な啓発の取組にもかかわらず常習的に飲酒運転を繰り返している者（具体的には本条例制定後二度にわたって飲酒運転で検挙された者を対象とした。以下、「再犯者」という。）に対しては、直接、個別に働きかけ、密度の濃い「啓発プログラム」に参加させることによって、さらなる再犯を

防ぐことが必要と考えた。それが第10条の規定である。また、このような個別の強い働きかけが、再犯者の周囲をも巻き込んで影響の範囲を広げ、県民意識の変革にも繋がっているものと期待している。

しかし、一方で、再犯者の中には高い割合でアルコール依存症(以下「依存症」という。)の方が含まれているが、このような方は自己コントロールができなくなっており、いかなる啓発プログラムも効果が期待できない。そこで、依存症の方にはその治療を、まず行っていたべくとした。そのための仕組みが第8条及び第9条である。

また、再犯者が依存症であるかどうかは、働きかけの成否に再犯防止の成否を左右する重要なポイントとなる。そこで、再犯者には全て指定医療機関での受診を義務付け、受診命令が出せること及びその担保措置(秩序罰)として命令違反者は5万円以下の過料に処す旨の規定(第37条)を置いた。

もちろん過料に処すことが目的ではない。再犯者に自分がなぜ飲酒運転をしてしまうのかを自覚させ、自主的な再犯防止の取組に繋げることが目的である。受診の求め、指導は容易ではないと思われるが、このような働きかけを継続することが、再犯者の行動を見守ることにあり、再犯の抑止力にもなると期待

している。

なお、受診によっても依存症か否か判別できなかった方に対しては、飲酒行動に問題があることは間違いないため、治療プログラムに準じた飲酒行動是正プログラムを用意することとした。

依存症の診断や治療を受けるか否かは個人の自由、自己決定権の問題であるとの意見もある。しかし、対象者は、極めて死傷率が高く、単なる交通違反とはいえない飲酒運転の常習者である。その再犯を未然に防ぎ、県民の生命と安全を守るといふ公共の福祉のためには、やむを得ない措置であると考えている。

#### 第4章 県の機関、事業者等の責務

##### (県の機関の責務)

第13条 県の機関は、その事務の用に供する車両の運行に当たり、運転者が酒気を帯びていないことを確認する等、県職員が業務上飲酒運転を行うことを防止するため必要な措置を講じるものとする。

2 県の機関は、県職員及び公立学校の教員に対し、飲酒運転の撲滅に関する研修、指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

第14条 (県職員の厳正な処分) 及び第15条

(県の管理監督者の責任) (略)  
(事業者の責務等)

第16条 事業者は、県の機関に準じて第13条に定める措置を講じるよう努めるとともに、県及び市町村が実施する飲酒運転撲滅のための取組に協力するよう努めるものとする。

2 公安委員会は、違反者の飲酒運転が通勤又は通学の途上であったときは、違反者の通勤先又は通学先である事業者に対する旨を通知することができる。

3 前項の通知を受けた事業者は、当該違反者が再び飲酒運転をすることがないよう、第13条に定める措置に準じた措置を講じなければならない。

##### (飲酒運転撲滅宣言企業)

第17条 事業者は、飲酒運転の撲滅を宣言し、次に掲げる事項を記載した飲酒運転撲滅推進計画の策定等、この条例の趣旨に則した取組を行うよう努めるものとする。

- 一 管理体制に関する事項
- 二 社内処分にに関する事項
- 三 従業員等に対する啓発、飲酒に係る検診等に関する事項
- 四 その他必要な事項

2 知事は、前項の宣言を行った事業者(以下「飲酒運転撲滅宣言企業」という。)がその旨を届け出たときは、登録簿に登

載するとともに、当該登録簿を常に公にしておくものとする。

3 飲酒運転撲滅宣言企業は、飲酒運転撲滅推進計画を策定したときは、その実施に努めるものとする。

4 知事は、県が発注する請負、委託、物品の納入又は役務の提供に関する契約の相手方で、その業務上車両を利用する者に対し、前三項の規定の趣旨を説明するとともに、飲酒運転撲滅推進計画の策定に関し必要な情報の提供等に努めるものとする。

事業者の責務を定めたものであるが、一般的な事業者に対しては県の取組に準じた措置等を努力義務とし、業務上の命令、研修や指導の対象となる従業員、学生等が通勤又は通学途上の飲酒運転で検挙された事業者に対しては、当該措置を義務付けた。また、当該措置の実施を求める前提として、違反事実を当該事業者に通知することとした。

また、事業者に、自主的により効果的な飲酒運転撲滅の取組を行っていただくため、飲酒運転撲滅宣言企業を登録し、公表することとした。

## 第5章 特定事業者の責務

### (飲食店営業者等の責務)

第18条 飲食店営業者は、県、市町村等が

提供する飲酒運転撲滅に関する立て看板、ステッカー、ポスター等(以下「啓発文書」という。)を各飲食店等の来店者によく見える場所に掲示するとともに、当該飲食店等では車両を運転する者には酒類を提供しない旨を全ての来店者に見える方法で表示するよう努めるものとする。

2 駐車を設置する飲食店等において、飲食店営業者等は、車両利用の来店者の飲酒運転を防止するため、次の各号に規定する措置を講じるよう努めるものとする。

一 酒類の提供を求める来店者に車両利用の有無を確認すること。

二 前号の来店者が車両利用であったときは、次の例により対応すること。

イ 来店者が単独の場合には運転代行の利用その他帰宅の方法の申告を求め、申告がないときは酒類を提供しないこと。

ロ 来店者が複数人の場合には帰宅時の運転者の申告を求め、申告がないときは全員に対し、申告されたときは申告された当該運転者に対して酒類を提供しないこと。

三 飲酒した来店者が退店するときは、

前号の措置で申告された方法が履行されることの確認、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第五十七号)第二条第二項に規定する自動車運転代行業者(以下「運転代行業者」という。)の紹介等の方法により、飲酒した来店者が車両を運転することを防止すること。

四 設置した駐車場については、第23条の規定の例により管理すること。

### (飲酒運転防止措置の指示等)

第19条 公安委員会は、違反者が飲酒した飲食店等が判明したときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該飲食店等の飲食店営業者に対しその旨を通知するものとする。

2 公安委員会は、前項の規定による通知を受けた飲食店営業者が、当該飲食店等における営業に関し公安委員会規則で定める基準に該当すると認めるときは、当該飲食店営業者に対し、飲酒運転を防止するために講じるべき措置を指示することができる。

3 前項の指示は、書面(以下「指示書」という。)をもって行うものとする。

### (指示違反に対する措置)

第20条 公安委員会は、前条第2項の規定

により飲酒運転防止に関する措置の実施を指示された飲食店営業者が、当該措置を実施していないと認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公表するとともに、期間を定めて前条第3項の指示書の掲示を命ずることができ。

2 前項の規定により指示書の掲示を命じられた飲食店営業者は、当該指示書を、定められた期間、来店者によく見える場所に掲示しなければならない。

(飲酒運転撲滅宣言の店)

第21条 飲食店営業者は、経営する飲食店等において第18条第2項の規定の例による措置を講じることにより飲酒運転の撲滅に取り組む旨の宣言を行うよう努めるものとする。

2 知事は、飲食店営業者が前項の宣言を記載した書面を提出したときは当該飲食店を飲酒運転撲滅宣言登録簿に記載するとともに、当該登録簿を常に公にしておくものとする。

3 飲食店営業者は、飲酒運転撲滅宣言の店において、前項の書面に記載した事項を遵守しなければならない。

第22条 (酒類販売業者等の責務) 及び第23条 (駐車場所有者等の責務) (略)

(通報義務)

第24条 特定事業者及びその業務に従事する者並びにタクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)第2条第4項に規定するタクシー事業者又は運転代行業者が行う業務に従事する者は、来店者、利用者等が飲酒運転をするおそれがあると認めるときは、これを制止し、飲酒運転を現認したときは警察官に通報しなければならない。

第25条

(略)

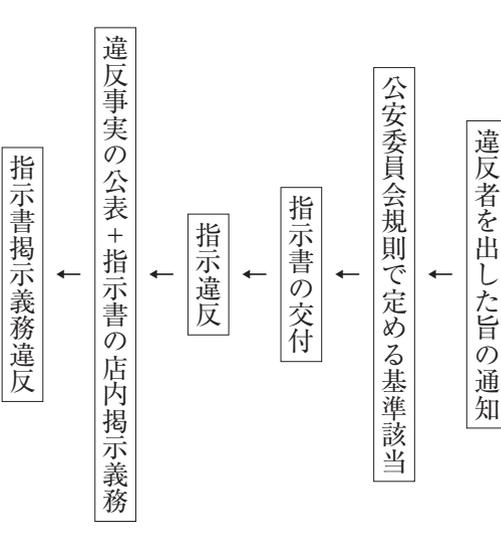
本条例は、道路交通法による取締りという、いわば事後対策とは別に、飲酒運転の事前防止の取組を制度化している。そのひとつが先の依存症診断を起点とする治療、飲酒行動是正プログラム又は啓発プログラムへの参加義務付けである。

そして、もうひとつが、特定事業者(飲食店営業業者、酒類販売業者及び駐車場所所有者又は管理者)によるポスター等啓発文書の掲示等を基本とする取組である。いわば、違反行為が発生しようとする水際でこれを阻止するための措置として規定された。

中心となるのは、やはり飲食店営業業者の取組であり、啓発文書掲示のほか、来店者への車両利用の有無又はハンドルキーパーの確

認、退店時の声かけ確認、運転代行等の紹介などを努力義務とした(第18条)。

しかし、当該飲食店の客が飲酒運転で検挙されたときは、次のような手順で第18条所定の取組の指示書が交付されるなど、より強い形で義務付けられることになる。



なお、公安委員会規則で定める基準は、再犯者を出したこと等と規定された。

また、このような取組の指導及び義務付けを進める上で必要な限りにおいて、警察職員に立入調査の権限を付与した(第25条)。

第6章 飲酒運転撲滅のための措置

(飲酒運転撲滅連絡会議の設置等)

第26条 県は、知事が別に定めるところに

より、県の執行機関、市町村、特定事業者の団体等、この条例の規定に基づく措置、取組等に関係する機関又は団体に属する者で構成される飲酒運転撲滅連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

2 連絡会議は、飲酒運転撲滅推進総合計画を策定し、その実施に関し必要な協議及び調整を行うものとする。

3 アルコール依存症及び問題飲酒行動に関する対策を推進するため、知事は、アルコール依存症等の治療に実績を有する専門病院を飲酒運転撲滅対策医療センター（以下「対策医療センター」という。）に指定するものとする。

4 対策医療センターは、連絡会議に参加するとともに、職域、地域、医療機関、行政機関、アルコール依存症に係る自助グループ（同じ困難を有する者が自発的に参加し、相互支援及び扶助を行う集団をいう。）等との間において、アルコール依存症及び問題飲酒行動に該当する者をその治療又は是正に関する各種のプログラムに誘導するための連携体制を構築するものとする。

（飲酒運転撲滅推進総合計画）

第27条 前条第2項に規定する飲酒運転撲

滅推進総合計画には、この条例に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 連絡会議の構成及び連携体制に関する事項

二 対策医療センター等に関する事項

三 第9条第1項の規定による治療に関するプログラム、飲酒行動是正プログラム、啓発プログラムその他飲酒運転撲滅に関する知識の普及、教育、啓発等に関する事項

四 その他飲酒運転の撲滅に関する事項

2 知事は、前項の計画が策定され、又は変更されたときは、これを公表するものとする。

（飲酒運転撲滅活動アドバイザーの派遣）

第28条 県は、飲酒運転撲滅活動に関する知識又は経験を有する者を飲酒運転撲滅活動アドバイザーとして登録し、飲酒運転撲滅に取り組む市町村、地域団体、事業者、特定事業者等の求めに応じ派遣するものとする。

（飲酒運転撲滅活動推進員）

第29条 県は、飲酒運転撲滅推進総合計画の実行体制を充実させるため、飲酒運転撲滅活動推進員を委嘱し、同計画に定める諸活動に従事させることができる。

（情報提供）

第30条 公安委員会は、連絡会議の構成員の求めに応じ、飲酒運転の検挙者数、事故件数及びこれらの地域又は職域ごとの内訳等、飲酒運転撲滅のための施策に関し必要な情報を積極的に提供しよう努めるものとする。

（飲酒運転防止教育）

第31条 この条例の趣旨を将来にわたって県民に定着させるため、小学校、中学校、高等学校、大学等の教育機関においては、児童、生徒、学生等の年齢、生活環境等を踏まえ、飲酒運転の防止に関する教育及び次の各号に掲げる教育を実施するものとする。

一 小学校及び中学校にあつては、命の大切さ及び規範意識の育成に関する教育

二 高等学校にあつては、各種免許を取得できる年齢に達すること等を踏まえ、交通社会の一員としての責任ある行動及び飲酒運転撲滅活動に関する教育

三 大学等にあつては、前号に規定する教育及び適切な飲酒行動、メンタルヘルス等に関する教育

2 前項第1号及び第2号の教育を実施す

るに当たっては、できる限り保護者にも参加を求めるものとする。

第32条（表彰）及び第33条（飲酒運転撲滅の日及び撲滅週間）（略）

第7章 雑則

（被害者等の支援等）

第34条 県は、飲酒運転による交通事故の被害者及びその家族等（以下「被害者等」という。）からの相談に適切に対応するため、窓口の設置その他の支援体制を整備するものとする。

2 県は、飲酒運転の撲滅のための取組及び措置に被害者等が参加できるよう配慮するとともに、被害者等に対して支援を行う団体の活動が促進されるよう、必要な情報の提供に努めるものとする。

第35条（意見の聴取）及び第36条（規則への委任）並びに第8章罰則第37条（過料）（略）

附 則

（略）

県民の意識を変革するための取組には試行錯誤が必要であり、本条例で唯一の正解を示すことはできない。そこで、飲酒運転撲滅運動は、飲酒運転撲滅推進総合計画を策定し、同計画に即してフレキシブルに進めることとした。また、県が策定した行政計画に県民に従ってもらおうという形ではなく、真に県全体

の取り組みとするため、策定主体はこの問題に関わる関係者で構成する飲酒運転撲滅連絡会議とした。

また、県民意識を変革し、飲酒運転撲滅の社会風土を長期的に定着させるためには教育が極めて重要であることから、発達段階に応じた教育を行うよう、その内容を示した上で教育機関に義務付けた。

その他、依存症対策のネットワークの中心となる対策医療センターに関する規定、アドバイザー派遣制度等に関する規定、被害者の支援など、所要の及び関連する制度に関する規定が置かれている。

これまでの取組

本条例の総則的な規定は平成24年4月1日から施行され、罰則に関わる規定等、準備期間を要する規定の施行日は規則に委任された。その後、知事規則及び公安委員会規則が定められ、飲酒運転撲滅連絡会議の設置及び同会議による飲酒運転撲滅推進総合計画の策定、指定医療機関の指定、対策医療センターの指定等を経て、同年9月21日、全面施行された。

飲酒運転撲滅推進総合計画の計画期間は3年間とし、宣言企業2万事業所、宣言の店2500店、26年度の事故件数は180件以下

とすることが目標とされている。

課題と今後の展望

本条例による取組は、抜本的な法制度が整えられるまでの試行という位置付けであり、また、運用上も様々な問題の発生が予想されることから、本条例の目的達成状況を評価した上で3年以内に本条例の見直しを行う旨が附則で明記されている。

前述のとおり、再犯者に対する受診の求め、飲食店営業者に対する声かけ等の取組の求め、いずれも容易なことではないが、地道な働きかけの継続こそが県民の意識変革には不可欠であることを念頭に、執行部と議会が一体となって取り組んで行きたいと考えている。

